

1 お正月ムードに包まれた今年1月1日午後、能登半島を巨大地震と津波が襲った。甚大な被害の全容は、今でもつかみ切れていない。隣国では、1月13日台湾総統選挙が行われ、中国との独自性や日米との協力を基本方針に掲げる与党民進党の頼清徳氏が当選し、中国との緊張関係を背景に、日本の「有事」に対する我が国の対応が改めて注目される。

2 能登半島地震については、被害者の救済と地域の復興が何よりも優先されるべき課題である。そして、改めて日本は、活断層が活性化の時期に確実に入った危険な島国であり、次の巨大地震がどこで起きてもおかしくないことが、多くの専門家から指摘されている。

3 地球温暖化に伴う災害に加え、日本には地震という他国にはない特別のリスクを抱えている。今回の地震で、あの東日本大震災とその後発生した福島第一原発事故を想起された人も少なくないであろう。

実際、志賀町にある志賀原発（運転停止中で再稼働準備中）では、大事故は起きなかったものの電源停止・多量の油漏れなどの冷や汗もの事故が発生しており、北陸電力は事故の公表内容を何度も訂正している。新潟には、世界最大規模の柏崎・刈羽原発が再稼働の準備を進めている。

実は、今回の地震の震源地である珠洲市には、かつて市内2か所に原発を誘致する計画があっ

た。誘致反対運動が大きく盛り上がる中で、電力会社は反対派の切り崩しを推進派と一緒に進めていった。1993年の市長選挙では推進派の市長が僅差で当選したが、選挙無効確認裁判が提訴され、裁判所は組織的な住民票移動、不正不在者投票、開票の不正、などを認定し、選挙は無効とされた（最高二小判平成8年5月31日判決）。

その後も誘致運動は進められたが、ついに住民たちは2003年、原発誘致断念の大勝利を勝ち取った。

4 原発は事故を起こさないという安全神話は、今や通用しない。高濃度の放射能汚染が発生しても、それを除染する技術は開発されていない。福島島の浪江町津島地区は、事故から13年を迎えようとすると現在も、高濃度汚染のため帰還困難区域とされ、帰郷もできない状態が続いている。

福島事故後、政府は事故時の避難計画の策定を進めているが、道路が寸断され孤立集落が無数に発生する地震災害現地において、避難計画は「絵に描いた餅」ではないことを現実示すことになった。

5 台湾は、福島原発事故後、脱原発に大きく舵を切った。今回の総統選挙は、脱原発か原発回帰かも争点の一つであった。

次の地震が起きてからでは遅い、次の原発事故が起きてからでは遅い。そんな思いを新たにした新年の始まりであった。

たとえばおもちゃ売り場で、「絶対あつちのほうが入るし、長く遊べるよ」とオススメしても、子どもは「こっちはいいの!」と離さなかったり。たとえばファミレスで、「えー、もうそんな彼氏絶対別れた方がいいよ」と言っても、結局別れた方がいいよ。たとえばお客様のオフィスで、「こうした方が業務も効率化できて良いですよ」と提案しても、違うやりかたで進められたり。いつもこんなことばかりです! ちよつと残念ですが、とはいえ私のアドバイスが無価値だったというわけではないと思います。私にとつてアドバイスをすることの意味は、自分の思うように相手をコントロールすることではなく、また正解に相手を導くということでもなく、相手の希望を引き出して尊重するということだからです。

人生は選択の連続です。ただし、それが正しいのか間違っているのか、というのは実は些末なことに過ぎないと思います。たとえばどんなに正しくなくても、「①自分で決める」「②それを誰かから尊重される」「この二点がそろえば、後悔も少ないし、自信をもって次の選択ができるでしょう。私の意見とは違う選択をする人のことも尊重していきたいと思っています。」

本年もよろしく願います。

釜澤 菜穂

となりの弁護士

台湾有事 自然災害と 原発の共存



弁護士法人
パートナーズ法律事務所長
弁護士 原 和良

アドバイスの意味

編集後記

社会保険労務士法人・行政書士事務所



オフィス・サポートNEWS

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-2 新陽ビル507号室
TEL 03-6280-3925 FAX 03-6280-3926
E-mail info@officesup.com URL http://www.officesup.com

第179号 2024年1月

発行責任者 鎌田 勝典

謹賀新年

TOPICS

雇用保険適用拡大など雇用保険法等の改正案

労使トラブル110番

割増賃金の計算と規定の仕方

連載

失敗しない就業規則の作成・改定のポイント

新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』

司法書士の業務つれづれ帳

JAZZでほっと一息

となりの弁護士 ほか

時言

企業の倒産、休・廃業が止まらない

1. 帝国データバンクによれば、2023年（令和5年）の全国企業倒産（負債総額1,000万円以上）件数は、8,690件（前年比35.1%増）、負債総額2兆4,026億4,500万円だった。件数は2年連続で増加し、2019年以来4年ぶりに8,000件台となった。
2. 産業別では、飲食業（893件）を含む「サービス業他」が2,940件など、31年ぶりに10産業全てで前年を上回った。2024年4月にゼロゼロ融資の民間返済がピークを迎え、資金繰りが一段と厳しくなる企業が増えるとみられるだけに、2024年の企業倒産は1万件の壁を超える可能性も出てきたと同社は分析する。「サービス業他」（前年比41.6%増）に次ぐのは、人手不足や資材価格の高騰などが顕著な建設業（1,693

件、41.7%増）、円安によるコストアップが続く製造業が977件（35.3%増）、運輸業416件（28.3%増）。

3. 1年前（2022年）の統計ですが、介護事業者で、倒産・休廃業・解散した事業者が過去最多の638事業者となった。経営者や介護職員の高齢化、コロナ禍の利用控えとコスト高による業績不振などが複合的に絡んでいる。他業種においても、倒産以外の休・廃業なども加えればかなりの数となるだろう。

4. ここまでくると、やはり政府の中小企業対策が問われてくる。社会保険料負担の軽減策も含めた対策が待たれる。経営者も、この流れに抗する対応が求められる。

雇用保険適用拡大など雇用保険法等の改正案

1月12日に開催された労働政策審議会職業安定分科会で、「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」が審議され、今月から始まる通常国会で議論されることとなります。その概要を表にします。

項目	改正内容	施行予定日
雇用保険適用対象者の範囲の拡大	1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者にも適用する	2028（令和10）年度
基本手当の給付制限の見直し	・自己都合で退職の給付制限を1ヵ月に短縮 ・必要な教育訓練を受ける受給資格者は、給付制限ゼロ	2025（令和7）年度
教育訓練給付等	・教育訓練給付金の給付率を最大で受講費用の80%に ・教育訓練を受けるため休暇を取得した場合に、教育訓練休暇給付金を支給	2025（令和7）年度
高年齢雇用継続給付	・給付率を15%から10%に引き下げ、今後は廃止も含め検討	2025（令和7）年度
育児休業給付率引上げ	・子の出生直後の一定期間内に、両親ともに14日以上の子の育児休業を取得する場合に、28日間を限度に休業開始前賃金の80%相当額を給付	2025（令和7）年度
育児時短就業給付の創設	・育児休業給付とは別に、被保険者が2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合の新たな給付として育児時短就業給付（仮称）を創設	2025（令和7）年度

<解説>

1. 雇用保険適用範囲の拡大

○現行の雇用保険制度では、週20時間以上が適用対象となっています。雇用の多様化が進んでいるもとで、セーフティネットを拡げるという目的です。

○これに伴い、被保険者期間の算定基準も変更されます。現行のとおり（離職日から2年間に被保険者期間が12カ月以上、特定受給資格者・特定理由離職者は1年間に6か月以上）は変更ありませんが、被保険者期間に算入されるための基準は、1ヵ月の被保険者期間が、現行の「賃金の支払い基礎となった日数が11日以上又は労働時間が80時間以上ある場合」から、「6日以上又は40時間以上」に見直すとしています。

○失業認定（失業していたかどうかの判定基準）も、「1日当たり4時間以上労働」したかどうか認定されていましたが、今後は「1日当たり2時間」が基準とされます。

2. 基本手当の給付制限の見直し

○現行は正当な理由のない自己都合離職者の給付制限期間は2ヵ月（令和2年10月以降、その前は3ヵ月）ですが、転職を試みる労働者が安心して再就職活動を行えるようにするため、さらに1ヵ月に短縮するというものです。但し、給付を目的とした退職活動とならないように、現行の「5年間で3回以上の正当な理由のない自己都合離職の場合には給付制限期間を3ヵ月とする」という取扱いが維持されます。

○有期雇用者の雇止めによる離職者については、所定給付日数を特定受給資格者（いわゆる会社都合離職）並みとする措置については、令和7年度から2年間延長されます。

3. 教育訓練給付と関連した措置

○教育訓練給付の助成が行われるほか、教育訓練受講のための新たな融資制度を設けるとしています。一定の条件下では融資の返済を一定額免除する措置も設けるとしています。

4. 育児休業関連費用の財源

○出生後休業支援給付金（仮称）と育児時短就業給付（仮称）の財源については、少子化対策という目的があるので、雇用保険料の財政からは支出せず、別の財源とするとしています。

年金相談の現場から



特定社会保険労務士 鎌田 勝典

妻が遺族厚生年金を受給できる条件は？

Question

私（55歳、男性）は、近く妻（60歳）と入籍する予定です。30年以上会社勤めをしてきましたが、障害等級2級の障害年金の受給権も有しています。私が死亡した場合、妻は遺族年金をもらうことはできますでしょうか？逆に、妻が死亡した場合、私が遺族年金をもらえますか？互いに確認しておこうということになりましたので、お聞きします。

Answer

【遺族厚生年金の受給要件】

まず遺族基礎年金は、18歳年度末まで（または障害1・2級に該当する場合は20歳まで）の子を有する場合に受給できますので、お子さんはおられないと思いますので受給できません。では、遺族厚生年金ですが、死亡した者と遺族それぞれの受給要件は次のようになっています。

<死亡した者の範囲…次のいずれかに該当する場合>

- ①厚生年金保険の被保険者の死亡
- ②厚生年金保険の被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日より5年以内の死亡
- ③障害厚生年金の1級または2級の受給権者の死亡
- ④老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の受給資格期間（原則25年以上）を満たしている者の死亡

あなたの場合は、少なくとも③または④に該当しています。

<遺族の範囲>

死亡した者によって生計を維持されていた（年収850万円以上の収入を将来にわたって得られないと認められる場合）①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母です。ただし、妻以外の者については、以下の年齢要件があります。

夫、父母、祖父母	55歳以上であること（60歳になるまで支給停止）
子、孫	18歳到達年度の末日まで、または障害等級1・2級に該当する20歳未満（婚姻していないこと）

以上から、まず妻については一切の年齢要件がありませんから受給することができます。夫については、現在55歳ということですので、受給資格はありますが、支給開始年齢は60歳です。

【遺族厚生年金の額と中高生寡婦加算】

遺族厚生年金の額は、死亡した者がもらっている（もらえるはずだった）老齢厚生年金（報酬比例部分）の4分の3です。また、妻の場合は、中高齢寡婦加算の対象（但し65歳まで）となると思います。中高齢寡婦加算とは、遺族基礎年金が支給されない（あるいは支給し終わった）妻に対する所得保障ですが、年額583,400円（令和4年度価格）です。

【老齢給付との併給調整】

65歳になるまでは、遺族厚生年金をそのままでもらうことができます。ところが、65歳になると自らの老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権を持ちます。それと遺族厚生年金との併給調整がどうなるのかということです。

考え方は、まず自分の老齢厚生年金が優先的に全額支給されます。そのうえで、自分の老齢厚生年金の額と遺族厚生年金の額との間に差額があった場合には、その差額部分が遺族厚生年金として支給されます。

夫の場合、多くの場合は自分の老齢厚生年金の額が遺族厚生年金の額よりも多いため遺族厚生年金は全額支給停止となるケースが多いようです。逆に妻の場合は、「自分の老齢厚生年金の額＋遺族厚生年金（差額分）」となるケースが多いです。



デジタルの現物出資

政府が閣議決定した2024年度の税制改正大綱で仮想通貨（暗号資産）の課税体系が見直された。これまで企業が仮想通貨を所有していた場合、期末に時価評価して課税されていた。企業が仮想通貨を持っていれば、売却しなくても持っているだけで期末に時価評価されて益が出れば税金が取られていた。それが、見直されて短期売買目的でなければ時価評価課税はしないこととなった。2023年度の税制改正でブロックチェーン企業自身が発行した暗号資産の保有に対する時価評価課税はなくなったが、2024年度は第三者が発行した仮想通貨も時価評価課税から外れた。これまでは時価評価課税があったことから、日本人のブロックチェーン技術者たちはシンガポールやドバイなどの海外で起業していた。今回の改正で日本でも「Web3」と言われるブロックチェーン技術を活用した事業が活性化することが期待されている。

世界に目を向けると、2024年1月10日、アメリカの証券市場でビットコインの現物に連動する上場投資信託（ETF）が認められた。ビットコインを投資対象とする投資信託で、アメリカでは証券会社を通じて株式、金や不動産に投資する投資信託と同様に売買できるようになった。

これの画期的なところは「デジタル」という目に見えないものが現物商品として扱われるようになったことだろう。ビットコインは既に世界10位の時価総額であるものの、あま

司法書士事務所リーガルオフィス白金
代表司法書士 飯田 茂幸

URL:<http://shirokane-legal.com/>



り実用化されていないことなどからその価値に懐疑的な意見も多かった。それがアメリカという世界1位の経済大国で商品として認められたことは、世の中の価値観が変わった瞬間として大きな意味があると思う。これによってビットコインの価値はさらに大きくなっていくことが予想される。

さて、個人の仮想通貨税制でよく言われるのは、利益が出ると雑所得として扱われ、最大で55%の課税がされるということだ。さらに仮想通貨を相続した場合、これも最大税率は55%となる。億単位の仮想通貨を相続して納税資金のために仮想通貨を売却するような場合、所得税の最高税率55%と相続税の最高税率55%を合計した110%の納税が必要となり、むしろマイナスとなる可能性がある。これを回避する方法の一つとして「法人への現物出資」がある。

仮想通貨も他の資産と同様に法人(株式会社、合同会社等)に現物出資することができる。現物出資は、金銭を出資する代わりに現物(不動産、証券、機材など)を出資して株式を取得する方法だ。前掲のように仮想通貨を継続保有する場合は期末に時価評価課税されることはなくなった。法人税の実効税率が33%程であること、ビットコインETFが始まったことを考えると、今年は仮想通貨の現物出資を考える人（悩む人）が増える気がする。



I Love the Way You're Breaking My Heart

ニッキー・パロットが歌っていて良い曲だなと思ったのですが、なんと訳したらよいのか迷っていました。直訳すると「あなたが私の心を傷つけているのが好き」となるのですが、本当でしょうか。マゾのような歌詞にずっと疑問を抱いていました。最後に気付いたことは、wayという単語は意味が沢山あるので、別の単語に置き換えたり、そこで文章を区切ったりして判明しました。You're Breaking My Heartという別の曲を指しているということです。You're Breaking My Heartは1948年に発表されました。作詞はパット・ジェナロとサニー・スカイラーが担当しました。曲そのものは1904年にイタリア人ルッジェロ・レオンカヴァッロが作った「マッティナータ」です。テノールのオペラ歌手が歌うイタリア歌曲です。それに対し英語バージョンはポップスです。イタリア語と英語では歌の内容もかなり異なります。1949年に4人の男性歌手が歌い全員ビルボード・チャート入りし、最高位1位がヴィック・ダモン、9位がビル・ケニーとパディ・クラーク、26位がジャン・ガーバーでした。6月10日から連続26週チャート入りしていましたから、なんと12月9日まで半年間ラジオから流れていたことになりました。

さて、I Love the Wayの方ですがミルトン・ドレイク作詞、ルイ・オルタ作曲、1951年12月17日にベギー・リーが録音しています。ミルトン・ドレイクはアメリカ作詞作曲家協会の会長を5年間務めた人ですから、3年前に作られた大ヒット作をかなり意識したと思います。ミルトン・ドレイクも有名な「Do You Know What It Means to Miss New Orleans」を作曲した人ですが、なぜかこの曲はレコード化され

You're Breaking My Heartが好き
それはすごく、すごく、すごくスリリングなの
You're Breaking My Heartが好き
台無しにしてしまうかもしれないけど
続いている間は天国よ

私たちがキスする時の感じが好き
あなたはとても、とても、とても魅力的
溜息をついて、うそをつくのよ 分かる？
明日になったら心が痛むけど、今はとても気持ちがいい

だからダーリン、あなたはあなたの役柄を続けてね
時間をかけて、あなたが始めたことを最後までやってね
だってYou're Breaking My Heartが好きだから

なんのことやらと思われるかもしれませんがね。50年も時間が経ってしまうと、You're Breaking My Heartが何のことか分からず歌っている歌手もいるかも。恋愛ドラマを見て、その筋書き通りの展開を自分の恋人にせがんでいる少女を想像しながら聴いてください。文字数が多くなったのでYou're Breaking My Heartは来月紹介します。YouTubeで今月紹介した3曲とも聴けますから検索してみてください。



割増賃金の計算と規定の仕方

Question

弊社の割増賃金の規定は次のようになっています。

（時間外）〔基本給＋手当（住宅手当・通勤手当を除く）〕÷1ヵ月平均労働時間×1.25	
（深夜）	〃 ×1.5
（休日）	〃 ×1.35
（休日深夜）	〃 ×1.6

勤務形態が以前と比べて多様になってきて、深夜労働が時間外でない時間帯に行われる場合も生まれてきています。どのように規定すればいいのでしょうか。

Answer

【深夜労働が行われるパターン】

22時～5時までの時間帯に勤務した場合、深夜割増賃金を支払わなければなりません。最近どの企業も勤務形態が多様化していますから、深夜割増を支払わなければならないパターンも多様です。

- ①時間外労働が深夜時間帯に行われる場合
→時間外労働割増（1.25以上）＋深夜割増（0.25以上）＝1.5以上
- ②時間外労働が月60時間を超えていて、かつ深夜に及ぶ場合
→時間外労働割増（1.5以上）＋深夜割増（0.25以上）＝1.75以上
- ③時間外ではないが深夜時間帯に労働した場合
→通常の勤務（1.0）＋深夜割増（0.25以上）＝1.25以上
- ④休日労働で、深夜時間帯に労働した場合
→休日労働割増（1.35以上）＋深夜割増（0.25以上）＝1.6以上

そうすると、貴社の規定は①と④のパターンは規定していますが、②と③のパターンは規定されていません。もちろんすべてのパターンを規定してもよいのですが、複雑な規定となりますので、あくまでも深夜割増（0.25）のみを単純に規定した方がわかりやすいと思います。具体的には次のような規定です。

（深夜割増）〔基本給＋手当（住宅手当・通勤手当を除く）〕÷1ヵ月平均労働時間×0.25

【時間外・休日・深夜労働が重なった場合の考え方】

では、法定休日に法定労働時間を超える労働をさせる場合、法定時間外・休日労働が深夜時間帯にわたって行われる場合の割増率はどう考えればいいのでしょうか。

ここで重要なのは、休日労働中に1日8時間を超える労働が行われた場合、休日労働については「時間外労働」という概念は存在しないということです。したがって、休日労働の割増率（35%以上）のみを用いるということです。

一方、時間外・休日労働に深夜労働が重なる場合は、時間外労働の割増率（25%以上または月60時間を超える場合は50%以上）、休日労働の割増率（35%以上）に深夜労働割増率（25%以上）を加えるので、それぞれ50%以上、75%以上、60%以上の割増率となるということです。表にすると次のようになります。

	割増率
休日労働中に1日8時間を超える労働が行われた場合	35%以上
時間外労働＋深夜労働	50%以上（25%＋25%）
1ヵ月60時間を超える時間外労働＋深夜労働	75%以上（50%＋25%）
休日労働＋深夜労働	60%以上（35%＋25%）

なお、変形労働時間制を採用している場合の時間外労働の計算の仕方は、少し複雑になりますので、ご注意ください。

失敗しない就業規則の作成・改定のポイント③

MORI 社会保険労務士・行政書士事務所
代表 森 慎一 <http://office-mori.biz/>



第93回：専門業務型裁量労働制（専門裁量制）の改正①

令和6年4月から専門裁量制にかかる労基則・告示が改正されます。今回は、対象業務と労使協定に関する改正内容を中心にみていきます。

1. 専門裁量制の対象業務の追加

専門裁量制とは、業務の性質上、その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量に委ねる必要があるため、業務の遂行の手段および時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして省令・告示で定められた一定の業務の中から、対象となる業務その他必要な事項を労使協定で定め、従業員を実際にその業務に就かせた場合に、労使協定で定めた時間労働したものとみなす制度です。たとえば労使協定に、みなし労働時間を8時間と定めた場合、実際の労働時間が8時間より短くても長くても（たとえば10時間働いたとしても）、その日の労働時間は8時間とカウントされます。そして、みなし労働時間が8時間を超えなければ、労基法による割増賃金を支払う必要はないということになります。

専門裁量制が適用できる一定の業務は、これまで19個ありましたが、今回の改正で、「銀行又は証券会社における顧客の合併及び買収に関する調査又は分析及びこれに基づく合併及び買収に関する考案及び助言の業務」（いわゆるM&Aアドバイザーの業務）が追加され、全部で20個となりました。もっとも、この業務の対象となるのは、上記のように「銀行又は証券会社」に限定されており、多くの会社で利用できるものではありません。

2. 労使協定に関する改正

専門裁量制を適用するためには、法令で定められた事項を定めた労使協定を過半数代表者と締結する必要があります。協定しなければならない事項は次の通りです。このうち、下線部分が、今回の改正で追加された事項です。

- ① 制度の対象とする業務
- ② 1日の労働時間としてみなす時間（みなし労働時間）
- ③ 対象業務の遂行の手段や時間配分の決定等に関し、会社が適用労働者に具体的な指示をしないこと
- ④ 適用労働者の労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉確保措置の具体的内容

- ⑤ 適用労働者からの苦情処理のために実施する措置の具体的内容
- ⑥ 制度の適用に当たって労働者本人の同意を得なければならないこと
- ⑦ 制度の適用に労働者が同意をしなかった場合に不利益な取扱いをしてはならないこと
- ⑧ 制度の適用に関する同意の撤回の手续
- ⑨ 労使協定の有効期間¹⁾
- ⑩ 労働時間の状況、健康・福祉確保措置の実施状況、苦情処理措置の実施状況、同意及び同意の撤回の労働者ごとの記録を労使協定の有効期間中およびその期間満了後3年間保存すること

このように、今回の改正により、専門裁量制の適用を受けることについて、従業員本人の同意を得なければならないことになり、それに関する内容が追加されました。そして、この同意は、労使協定の有効期間ごとに得ることが必要とされています。

さらに、その同意は、労働者の任意時期に撤回することが可能とされています。ただし、同意の撤回の手續について、例えば「適用解除予定日の○日前までに同意の撤回を申し出る必要がある」等の定めをすることは可能²⁾、たとえば、次のような条項が考えられます。

第●条 健康・福祉の確保措置の結果、使用者が適用労働者に制度を適用することがふさわしくないと認めた場合、または適用労働者が制度の同意の撤回を申し出た場合には、会社は、当該労働者に制度を適用しないものとする。
2 前項の同意の撤回は、原則として、適用解除予定日の14日前までに申し出なければならない。

このほかの条項例については、厚労省が作成した「専門業務型裁量労働制の解説」を参照してください。

なお、すでに従業員に専門裁量制を適用している会社が、改正後も適用を継続する場合、現行の労使協定の有効期間中であっても、令和6年3月までに、改正に対応した労使協定を締結して労基署に届け出る必要があることには注意してください。

1) 3年以内が望ましいとされている。
2) 令和5年改正労基則等に係る裁量労働制に関するQ & A 1ー7

新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』

<http://www.vcon.jp>

経営コンサルタント 野澤 周永 （株式会社Vコンサル）



第129回：生成AI時代のビジネススタイルを考える

1. ChatGPTがビジネスを変える！

ChatGPTは大変便利なツールです。使ったことのない方で、英語が苦手な場合は、「CHAGPT」とグーグルなどネット検索した時に「やばい！英語だからどう進んでいいかわからない」と悩むかもしれませんが、マウスを右クリックして「日本語に翻訳」を左クリックすれば、日本語にすぐに翻訳させます。右上の「ChatGPT」を試すとすれば、無料で使うことができます。但し、バージョン3.5という無料版であり、情報は2021年9月までの情報を元にしており、最近2年間の変化は入っていません。最新バージョンである4.0を使いたければ、月額20ドル（月3,000円弱）で使えますが、購入希望者が多く、申込から1～2週間かかる場合があります。しかし、情報も新しく、処理が早く、情報の精度があがっているのも、ChatGPTを活用したいという方には、お勧めできます。さあ、まずはChatGPTにトライしていきましょう！

2. ChatGPTの活用上の注意

インターネット検索と違い、ChatGPTは会話の質問形式で知りたいことを簡単に聞くことができます。ビジネスのことで、プライベートなことでもです。質問は、大まかなことも、個別具体的な詳細情報でも質問の仕方に応じて答えてくれます。但し、世の中のネット情報を集約しており、その真偽を確かめていないことから、『誤情報』でないかと、疑ってかかることも重要です。先日「茨城県にある日本三公園の一つは何ですか？どのような特徴がありますか？」と尋ねたら、即座に「偕楽園」であり、好文亭という展望茶室を備え・・・と瞬時の答えをしてくれましたが、場所が水戸でなく、土浦にありと誤った情報となっていました。その意味では、①質問の仕方を熟慮すること、そして②情報をうのみにせず疑ってかかることなどが重要です。ChatGPTへの質問をプロンプトといい、そのプロもいます。まずは、活用慣れることです。

3. ChatGPTへのうまい質問の仕方

ChatGPTを活用するには、質問の仕方が重要であることを述べました。では、どのような質問をすればよいのかについて述べます。

- ①何が知りたいのかははっきりさせること
ヨーロッパで行く価値のある観光地の名所や土産品を聞きたければ、お勧めを聞いたとして、その目的が思いづくりなのか、ビジネス目的なのかを明確にすることです。
- ②前提条件や環境条件を明示する。
コロナ感染や紛争を恐れるならそれらの条件を記して、一人旅なのか、夫婦か友達と一緒になどの条件をはっきりさせることです。
- ③質問したい具体的な5W1H（場所、時、やりたい目的や内容、予算、場所、その他、具体的に食べたい食べ物や見たいモノなど）をはっきりさせることです。

これら質問のポイントで答えを導き、その答えを元に次に具体的な質問をすることがうまい活用の仕方です。

4. ChatGPTは万能でなく最後は人に頼る

ChatGPTは画期的なAIの進化であり、これまでの多くの定型業務が人から奪うといわれています。つまりルールベースで行ってきたことは、ほとんどAIで代替できます。そして、プラグインといって追加のモジュールをつかえば、プログラムの書き上げや、デザインの作成なども人間より格段に早く正確にできます。ですから、使わない手はありません。

では、人間は何をするのか・・・前述したようにルールや標準化できるものは、AIに任せ、人間はそのChatGPTをうまく使うために、人の持つ五感を使い、問題解決のために何がポイントか、個別具体的な状況を把握し、解決のための仮説をたてて提示することです。

人間がAIに勝るのは、人間の持つ感性とその感性に基づく判断力、実行力なのです。

AIは人間が作り出した、能力の抜群に高いツールであり、ビジネスでそれを使いこなすには、感性と判断力を最大に生かすことです。